

イギリスの1797年国債応募者についての一分析

稲富, 信博
九州大学大学院経済学研究院産業・企業システム部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1515786>

出版情報 : 経済学研究. 81 (4), pp.193-211, 2014-12-26. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

イギリスの1797年国債応募者についての一分析

稲 富 信 博

1. 問題意識

筆者は、これまで稲富（1980）や稲富（2000, 第1章）で、17世紀末から第1次世界大戦までのイギリス国債市場の発展を分析してきた。しかしながら、その際に利用できた文献資料は限られ、多くの課題を残したままであった。ところが、近年、*The Making of the Modern World I & II*と題する、15世紀半ばから1914年までの社会科学系学術図書を網羅したデータベースが利用可能となり、それによって文献資料の限界が飛躍的に克服され、イギリス国債市場についてもイギリス人の研究者でさえ利用していない文献資料にアクセスできるようになった。

したがって、イギリス国債市場研究の大きな課題である、イギリス国債の発行・流通市場、さらには投資家の実態について、上記データベースで発掘される文献資料を利用して分析する一連の作業が可能である。周知のように、18世紀中葉までの包括的研究としてP. G. M. ディクソンの著書（Dickson, P. G. M., 1967）があるが、イギリス国債発行が急拡大した18世紀後半以降については、ディクソンの研究に比するものは管見の限り見当たらない。そうした間隙を埋めるであろう新しい発掘資料としては、議会資料はもちろんのこととして、18世紀後半からの国債利子未請求者のリストや、国債と同等な投資

対象と見なされたイングランド銀行や東インド会社の株主リスト等がある。こうした新資料の1つに、1797年6月1日付でイングランド銀行によって取り纏められた1797年国債の応募者リストがあるが、本論文は上記分析作業の一環として、まずはこのリストを分析し、国債応募者の実態を解明するものである（Bank of England, 1797）。応募者リストのタイトルは、*A List of the Names and Residencies of the Subscribers to the Loan of £ 18,000,000, for the Service of the year 1797.*であるが、この1797年国債は、1796年12月の募集後直ちに愛国債（Loyalty Loan）と呼ばれることになった（Grellier, 1810, p. 403）。以後、この1797年国債を愛国債と称す。

2. 先行研究—国債投資家に関して

イギリスにおける国債の起源は、ファルツ戦争の戦費調達のために発行された1693年のトンチン年金（Tontine loan）と終身年金、そして94年のイングランド銀行の創設による貸上げ形態の永久債にまで遡ることができる（Hargreaves, 1930, pp. 6-7. 邦訳、1987、12-13頁）。それ以後、1815年の平和確立迄の120年間、R. ウォルポール（R. Walpole）政権下にわずかな国債削減はあったものの、その発行規模は重商主義戦争のたびごとに増加し巨額な発行残高が累積するこ

ととなった。

さて、17世紀末から18世紀中葉までの国債投資家については、ディクソンの研究によってロンドンにきわめて集中していたことが明らかとなっている。まず、国債ではないが、1694年に設立されたイングランド銀行の株式応募者の地域分布は、表1のようにロンドン・ホームカントリーに著しく集中し、人数で87.6%、金額で89.7%を占めていた。18世紀中葉において、外国人の保有は増大していたが、国内保有者がロンドンに集中している状況は、この時期のあらゆる政府証券、会社株にみられた。例えば、1754年にレデュースト国債の国内保有者の93%は、ロンドン・ホームカントリー(表1のロンドン・ホームカントリーにエセックスが加わる)に居住し、44年時点の旧南海会社年金の場合は、ロンドンだけで93%の保有者が96%の年金を保有していた(Dickson, 1967, pp. 297-8)。

このロンドン集中の原因としては、既に稲富(2000, 15-6頁)で詳述しているが、第1にロンドンだけで十分に国債を吸収しうだけの投資資金が潤沢であったため、地方に資金を求める必要がなかったことを挙げられる。当時の商人にとって、国債は「純粋な投資として、また妻や子供達に所得を分与する手段として、その両方で土地に代わるもの」であった(Mingay, 1963,

p.73)。第2には、国債の登録・配当支払がイングランド銀行、南海会社においてのみ行なわれたことも影響した。証券の名義書換え、配当支払は、本人が出席するか、委任状を有する代理人(attorney)を利用しなければならなかった。ロンドン居住者は、ロンドン銀行家や信頼する証券ブローカーにその仕事を依頼することによっても、自ら出向くことによっても国債投資に参加することができたが、地方においてはその便宜が存在しなかったからである。

したがって、国債投資家の職業分布は、豊富な資金形成力を有していたロンドン「ブルジョワジー」を中心としていた。それらは、聖職者、官吏、専門職の人々も含むが、大多数は商人と金融業者であった。他方、この時期、「全体としての地主階級は、国債の新しい資金の重要な出資者ではなかった(Dickson, 1967, p. 302)。」また、これらロンドン・ブルジョワジーを中心とした個人保有の他に、若干の共同・複数・機関保有があり、18世紀中葉には相当規模に達した。共同・複数保有は、18世紀中葉イングランド銀行株の勘定で12%、金額で9%を保有する一方、旧南海会社年金で勘定の19%、金額の36%を占めていた。しかし、共同・複数保有は、遺産管理のための共同保有がほとんどで、機関保有といっても、慈善的性格の法人組織による保有が

表1 イングランド銀行株応募者の地域分布(1694年)

	応募者数	応募金額 (1,000ポンド)	1人当たりの応募額
ロンドン・ホームカントリー	1,111 (87.6)	1,078 (89.7)	970
イギリスの他地方	130 (10.2)	99 (8.2)	763
外国	27 (2.2)	25 (2.1)	926
合計	1,268 (100.0)	1,200 (100.0)	946
うち 婦人	151 (11.9)	71 (5.9)	468

(出所) Dickson (1967, p.256, table 32)

(注) ロンドン・ホームカントリーは、ロンドン、ミドルセックス、サリー、ハートフォードシャー。

表2 1780-93年：4%国債保有者

	人 数	%	人口10万人当たり の所有者数
ロンドン・サリー (ロンドン・ホームカントリー)	11,765 (12,101)	79.8 (82.1)	1,082
南東部	1,252	8.5	94
南西部	627	4.3	47
東部	301	2.0	34
ミッドランド	380	2.6	27
北西部	86	0.6	10
北部	219	1.5	18
ウェールズ	49	0.3	8
スコットランド	57	0.4	4
合 計	14,736	100.0	

(出所) Ward (1974, pp. 141-2)

(注) ここでのロンドン・ホームカントリーは、表1のロンドン・ホームカントリーにエセックスが加わっている。

多く、純然たる機関保有＝金融機関保有は少なかった (Dickson, 1967, p. 299, table 44)。

このように、18世紀中葉までの国債投資家の実態については分かるのであるが、それ以降の実態についての研究はほとんどないと言って良い。しかし、1790年代の状況に関して、まず、表2にみられるように、1780-90年代にかけてロンドンで79%、ホームカントリーを含めて82%の保有者が居住していたが、これは中葉の比率よりも、10%程度減少していると考えられる。98年 S.J. シンクレア (S. J. Sinclair) は、庶民院において「地方の金持ち (monied men) に関していえば、彼らは今やロンドンの市民と同様に国債に精通しており、不利な状況の下でも容易にそれらを手放そうとはしない。」と証言している (Sinclair, 1803-04, vol. II, p. 278)。

また、19世紀に入ってからの国債保有に関しては、1822年 J. ロー (J. Lowe) は、「最近の戦争初期の地方」において国債投資は比較的少なかったと述べた後、「過去において、ロンドン、ブリストル、少数の地方都市に限られていた国

債の年金受給者は、今やあらゆる地方のあらゆる職業において見いだせる。」と主張している (Lowe, 1822, pp. 309-10)。さらに、地方居住者の国債売買に関する多くの証拠を地方銀行の台帳や手紙に見いだした L. S. プレスネル (L. S. Pressnell) は「ナポレオン戦争中に、地方住民の政府国債への投資は疑いもなく増加した。」と主張している (Pressnell, 1956, p. 261)。

しかしながら、表2のデータは人数だけのデータであり、プレスネル等の指摘も数量的裏付けがなく、十分とは言えない。これらの点を再度確認しようとするのが、「問題意識」で述べた一連の分析作業の課題である。

3. 先行研究—起債制度と引受業者について

本論文が分析対象としている、1797年国債が Loyalty Loan と呼ばれることになったのは、当時の起債方法とは違い、一般大衆の愛国心・国への忠誠心 (Loyalty) に訴え、大衆に直接応募を呼びかけたからである。

差し当たり、本論に関係する、起債方法と引受業者を先行研究によって概説しよう。

まず、起債方法については、1690-1740年代には、国庫が提示した条件で大衆の応募を募る公募 (open subscription) よって行われたが、全額確保が困難であり、応募者の支払履行能力の判定も必要なため、1747、48年の公募の失敗以後、「公募を二度と行なう蔵相はいなかった」(Binney, 1958, p. 101)。唯一の例外が愛国債である。

また、1740年代には、投機を促進することによって結果的に国債応募を円滑にすることとなる、分割払いと譲渡可能な応募受取証 (subscription receipt)、そしてそれに対するイングランド銀行の貸付けが導入された。応募額の一括払いは、1704年にまず3分の1の分割払い方式に変更されたが次第に小額の分割払いとなり、40年代頃には8ヶ月の長期間にわたる9回もしくは10回の分割払いが一般に行なわれた。まず、国債の応募者には、割当てられた額と分割払いの日付を記載した応募受取証が送付された。このスクリップ (scrip) と呼ばれた応募受取証は、43年から登録なしに譲渡することができたので、名誉上応募者の義務と考えられた第1回の分割支払が完了すると盛んに譲渡された (Dickson, 1967, pp. 217-21)。さらに、2、3回の分割払い金が払込まれているスクリップを担保にして、イングランド銀行から前貸を受けることも可能であった。

その後の1740-80年代では、大蔵省が有力なシティーの金融業者を中心とするいくつかの応募者グループと協議し、非公式に発行条件を決定し、彼らに割当てる私募 (closed subscription) が行われたが、絶えず引受業者との癒着が批判された。例えば、11ポンドのプレミアムを生んだ1780年の国債では、半分が庶民院議員に割当

てられ、300万ポンド以上が1人に割当てられた (Francis, 1845, pp. 149-51)。それゆえ、1784年から首相 W. ピット (W. Pitt, the Younger) は、応募額を一括して引受ける能力ありと大蔵省によって認められた引受業者間の競争入札を導入し、起債額の確保、不正への批判、割当作業の困難を解決しようとした (Binney, 1958, pp. 103-4)。この競争入札は、方法の公正さと効率の良さによって、私募の受けていた批判を回避することができ、以後有効な起債方法として広く用いられた。

さて、当時の起債規模は年平均で3,000万ポンドという巨額であったため、その一括引受は当然引受業者個人の資力をはるかに超過していた。それゆえ、引受業者はそれぞれ、種々のシンジケートを形成した。すなわち、各シンジケートを構成する引受業者は、自らの顧客ならびに自分の応募額を示す表を前もって作成し、一括して起債額全額を引受けるにたる応募を確保しなければならなかった。通常、引受業者とその顧客の応募額で十分であったが、不足している場合は、自らの事務所やコーヒー店で公に募集した。各シンジケートは互いに激しく競争したが、それらの結び付きは固定したのではなく、「60あまりのマーチャントや銀行家が……最大の利益を引き出すために絶えずコンピネーションを変えながら競争した」(Jenks, 1938, p.19)。

このようなシンジケートを主導し、巨利を得た引受業者のグループは大きく3つに分けることができる。

第1に、金融活動を専業としつつ引受活動を行っていたロンドン・バンカーや保険会社の一団があった。ロンドン・バンカーであるロバーツ・カーチス銀行 (Robarts, Curtis, Hornyold, Berwick & Co. - Directory (ca. 1797) に記載の商

号、以下同様) やスミス・ペイン銀行 (Smith, Payne & Smiths) が特に顕著であった。

第2に、当時貿易業から金融業に進出しつつあったボイド・ベンフィールド商会 (Boyd, Benfield & Co. - 1800年に破産)、ベアリング商会 (John Baring, Francis & Co. - Merchants と記載されていた)、ジョン・メリシュ・ウィリアム商会 (John Mellish & William) のようなマーチャント・バンカーがこの時期積極的にシンジケートを組織した (Cope, 1942, pp. 192-200)。このグループに入らないかもしれないが、ビル・ブローカーとして活躍しつつ、この時期では最も政商的で政府短期証券取引業者であり、1801-2年に設立されたロンドン証券取引所の会員でもあった A. ゴールドスミド (Abraham Goldsmid) の活動は、全シンジケートの中でも群を抜いていた。1819年の遅くであったが、ロスチャイルド商会 (N. M. Rothschild) も初めて国債引受に参加した。

1805年迄、この両グループが、互いに入り乱れてシンジケートを形成し獅子の分け前を分配した。しかし、ロンドン証券取引所の会員を背景とするシンジケートが、第3のグループとして頭角を現してきた。私募の導入時期から絶えず証券取引業者は国債応募に参加していたが、割当額は競争入札のシンジケート内でもかなり

小額であった。それゆえ、1806年から D. リカード (D. Ricardo) を中心とする取引所会員のシンジケートが競争入札に参加し、翌年には国債全額の引受けに成功し、以後強力なシンジケートとして活動した (Cope, 1942, p.203)。

当時、入札をめぐる競争は激しく、競争に敗れたシンジケートは国債の市価を引下げるための噂を流し、一方成功したシンジケートがプレミアムを維持するために、銀行や保険会社から短期ローンを借入れざるを得ない状況にまでに発展した。しかし、この競争は互いに実りのないものであったので、1810年当代随一の引受業者であった A. ゴールドスミドの自殺後、1812-15年の各年に各シンジケートは同一価格の入札を行なって各々の割当を分配するようになった (Sraffa, 1955, pp. 79-83, 邦訳、1970、95-102頁)。

4. 愛国債発行時の状況

さて、本論文が分析対象とする愛国債の発行時の政治経済状況に触れよう。

まず、18世紀の重商主義戦争の中でも、愛国債が発行されたフランス革命戦争期 (1793-02年) は、表3に見られるように、金利こそナポレオン戦争期よりは低かったが、起債額のわず

表3 各戦争期の起債額と調達額

(単位: 1,000ポンド)

	調達額 (1)	起債額 (2)	利払額 (3)	(1)/(2) %	(3)/(1) %
アン女王治世下 (1703-14年)	35,083	27,215	1,484	128.9	4.2
オーストリア継承戦争 (1741-50年)	30,523	31,589	1,110	96.6	3.6
7年戦争 (1755-65年)	57,965	59,195	2,078	97.9	3.6
アメリカ独立戦争 (1776-86年)	91,763	115,267	4,142	79.6	4.5
フランス革命戦争 (1793-02年)	217,064	328,777	10,634	66.0	4.9
ナポレオン戦争 (1805-15年)	271,713	396,738	13,983	68.5	5.1

(出所) Hamilton (1818, pp. 480-94, 668-71)

か66.0%しか調達できなかつたほど財政的には最悪の状況にあった。「1796年末から1797年初期」にかけての、こうした状況を、1797年の *Annual Register* は以下のように記している (*Annual Register for 1797, 1800, Section: History of Europe, p. 148*)。

我が議会の無分別、あるいは不運な事件がさらに厳しい課税の必要をもたらす一方で、他の悪条件が続いた。困難に困難が加わり、危険に危険が加わった。1796年末にパリでの和平交渉の失敗から Lord Malmesbury が帰国すると、イギリス国債はアメリカ独立戦争のいかなる時期よりも大きく下落した。暴動がアイルランドの多くの場所で起こり、不満は全国にひろがった。イングランド銀行への先例のない取り付け後、金の支払い停止が生じた。海軍では先例のない規模の根深い反乱が生じた。陸軍でも同様な不満の兆候が現れ始めた。民衆の不満と警告は、あらゆる方面から、大臣の更迭を含めて、変化を求める申請で表明された。荒々しい暗黒の森が我々に近付きつつあった。

W. ニューマーチ (W. Newmarch) によると、1796年9月以降の事態の推移は、以下のようであった (Newmarch, 1855, pp. 16-7)。

1796-97年の会期は1796年9月27日という早期に始まった。10月6日の国王演説は、何よりも、フランスの侵入の恐れについて言及した。10月18日、大臣は国内防衛の手段として、全国の教区から1万5,000人の徴集、6万人の追加的市民軍、2万人の不正規な騎兵隊を提案した。これらに続く興奮と議論の最中に、年

度予算が1796年12月7日に提案された。歳入不足は1,800万ポンドと述べられ、その額をピットは、結果とやり方の両方で尋常でない方法、すなわち大衆に対して公募して調達した。

ピットは、イングランド銀行の重役たちと長い協議の後、我が国の当時の危険な状況下で、通常の引受業者に頼って1,800万ポンドもの巨額を調達することは、過剰なコストがかり、成功も疑わしいと判断したようである。それゆえ、応募を大衆に募り、支持を求めて愛国心に訴えることを決定したのである。

このように、対仏戦争の拡大とフランス軍の英国上陸の可能性を受けて、既存国債の非常な減価 (5%債は85ポンドであり、その流通利回りは5.88%) が生じていた。ピットは通常の起債では必要とする資金を調達することは無理だと考え、当初は高所得者への強制的な国債割当を検討していた。その後、ピットはイングランド銀行やロンドンの銀行家と協議し、公募によって起債することを提案し、イングランド銀行は1796年11月30日 (水) 発行条件に合意した (Grellier, 1810, pp. 400-1)。

発行条件は、100ポンドの応募者は額面112ポンド10シリングの5%債を受取る、と言うものであった。したがって発行利回りは5.625%であって、利回りを基準とすると、応募者が損失することは自明であった。しかしながら、募集が12月1日 (木) に開始されると、5日 (月) までに1,800万ポンド以上の応募があった。96年12月23日にこの国債法案は議会によって承認され、97年1月13日が第1回の分割払い込み、10月31日が最終8回目の分割払込日と決定された (Acres, 1930, vol. 1, p. 271, Grellier, 1810, pp. 401-3)。応募当初、スクリップは0.5%のプレミ

アムが付いていたが、直ちに減価し、1797年3月には15.5%も減価していた。したがって、ピットは5月に応募者への救済策を議会に提案したが、最終的には実施されなかった。しかし、救済策の実施を期待してか、5月以降はプレミアムが付いた。(Newmarch, 1855, pp. 18, 61-2)。

さて、こうした短期間で国債応募が終了した状況を、1796年の *Annual Register* は以下のように記している (*Annual Register for 1796*, 1800, Section: Chronicle, pp. 44-5)。

5日。先週水曜日(11月30日-筆者)に以下のようなやり方で1,800万ポンドを調達することが、イングランド銀行の重役たちによって提案され、推奨された。100万ポンドが法人としてのイングランド銀行によって応募され、40万ポンドが個人的にイングランド銀行の重役たちによって応募された。募集初日(12月1日、木曜-筆者)に応募台帳が閉められる前に、500万ポンドが種々の商人達や他の人々によって応募された。今朝(12月5日、月曜日-筆者)の10時に、ロビーが込み合う前に、イングランド銀行のドアが開かれた。多数が台帳の近くにさえ近づけなかった一方で、他の人々は閉め出されるのを恐れ、必死に台帳係に大声で呼びかけ、署名をして、台帳に金額を記入した。11時20分頃、全額が応募されたと表明され、部屋にいた数百名はいやいや出て行かねばならなかった。郵便によって、台帳に記入されることを求める数えられないほどの申込書が、地方からもたらされたが、ほとんどが記入されなかった。応募が締め切られた後も長い間、人々はやって来ては、落胆して帰らざるをえなかった。応募が15時間と20分で全て完了したことは、奇妙な事実で

あり、言及に値する。応募にかかった時間は、木曜日2時間、金曜日は6時間、土曜日は6時間、月曜日は1時間20分であった。

ブリッジウォーター公は、彼がこの新国債に応募した10万ポンドのために、彼の銀行宛の一覧払い手形を差し出したが、国債法案はまだ通過していなかったため、その手形はもちろん受け取られなかった。

このことから窺えることは、資料的には、愛国債の応募リストは、経済的利害よりも愛国心に駆られて、全国から応募が殺到したが、結果として、イングランド銀行にアクセスが可能であったロンドン市民を中心とする応募リストであることを明記しなければならない。

5. 愛国債応募者リストの分析

(1) 応募者リストの特徴

このリストは、応募者の氏名あるいは屋号、住所(記載なし189件)、応募金額を掲載したもので、1797年6月1日付けで、多分議会の命令によって、イングランド銀行が印刷したものである。複数回応募した者が59名おり、1797年2月14日迄に払込をしなかった応募者19名、20件あった。したがって、表4のように、不履行者を除く応募者は、3,836名となる。応募者数では、88.7%が個人名のみを記している個人応募者であるが、応募金額では企業・共同応募が53.3%と過半を占めていた。なお、応募者名で法人名やパートナーシップの屋号・商号を記している応募者を企業応募(ロンドン市やレディング市も含む)と分類し、連名であるが屋号とは思われない応募者名を共同応募と分類した。

表4 1797年国債応募者の基本データ

(金額：ポンド)

総応募件数 3,914	総応募者数 3,855	総応募金額 18,043,550	総応募者当たり金額 4,680.6
不履件数 20	不履行者数 19	不履行金額 75,200	不履行者当たり金額 3,957.8
応募件数 3,894	応募者数 3,836	応募金額 17,968,350	応募者当たりの金額 4,684.1
個人応募	3,404 (88.7)	8,394,550 (46.7)	2,466.0
企業・共同応募	432 (11.3)	9,573,800 (53.3)	22,161.6
うち企業応募	358 (9.3)	8,357,600 (46.5)	23,345.3
共同応募	74 (2.0)	1,216,200 (6.8)	16,435.1

(2) 応募者の地域分布

さて、不履行額を除く1,796万8,350ポンドを応募した、3,836名の応募者を住所によって分類したのが、表5である。応募人数、応募金額とも圧倒的にロンドン・ホームカントリーに居住していることが分かる。しかし、住所記載なしの応募者が189名おり、その応募金額は全体の15.3%を占める。その内訳が表6である。住所記載のない企業応募の多くは、ロンドン・ホームカントリーに居住していると想定され、彼ら

全員がロンドン・ホームカントリーに居住していた場合、ロンドン・ホームカントリーの比率は、人数で87.9%、金額で89.5%となる。

しかしながら、正確を期すために企業応募については、住所記載がなくとも、参考文献として示した、当時の種々のDirectoryを利用すれば住所を特定できると考えた。また、貴族については、多くが議員であったので、彼らの居住地をDirectory (1790-94, vol. 1, pp. lxxi-lxxxvii) で確認できた。彼らはロンドンに住まいを持つと

表5 応募者の地域分布

	人 数	金 額 (ポンド)
ロンドン・ホームカントリー	3,312 (86.3)	14,199,200 (79.0)
南 東 部	123 (3.2)	234,150 (1.3)
南 西 部	62 (1.6)	282,950 (1.6)
東 部	27 (0.7)	95,300 (0.5)
ミ ド ラ ン ド	23 (0.6)	34,400 (0.2)
北 西 部	10 (0.3)	132,100 (0.7)
北 部	25 (0.7)	65,100 (0.4)
ウ ェ ー ル ズ	4 (0.1)	4,700 (0.03)
ス コ ッ ト ラ ン ド	12 (0.3)	31,000 (0.2)
ア イ ル ラ ン ド	1 (0.03)	300 (0.0)
分 類 不 可 能	48 (1.3)	137,500 (0.8)
住 所 記 載 な し	189 (4.9)	2,751,650 (15.3)
合 計	3,836 (100.0)	17,968,350 (100.0)

(注) ロンドン・ホームカントリーは、表2と同じ。

表6 住所記載のない応募者

	人 数	金 額 (ポンド)
企業応募	59	1,886,000
貴 族	36	298,500
軍 人	14	21,450
そ の 他	80	545,700
合 計	189	2,751,650

同時に、選挙区とは違う本当の居住地、country residence を持っていた。そうした country residence を持っている場合、その地を居住地とした。したがって、表5より地方応募者が若干増加することになる。さらに、住所記載がない個人応募者も、リストの前後に彼らの屋号や関係者と推測される応募が記載され、それらの住所が判明している場合には、その地を彼らの住所とした。結果、わずかだがロンドン・ホームカントリーが増加することになる。

以上の作業を行った結果が、表7である。表5よりも一層ロンドンに集中している。人数で88.6%、金額で90.8%がロンドン・ホームカントリーに居住する個人や企業によって応募されたことが分かる。もともと愛国債の応募者リスト

は、イングランド銀行にアクセスが可能であったロンドン市民や企業を中心とする応募者リストであることからして、当然のことであろう。

しかし、この事実は、第2節で述べた1790年代以降の地方投資家の増加と矛盾するものでないであろう。まずは、愛国債の起債において、政府がイングランド銀行をはじめとする貸上会社 (monied companies)¹⁾ やロンドン市²⁾、そして広くロンドン市民の愛国心の訴求に成功した結果、応募活動がきわめてロンドンを中心とする活動であったという、特殊なケースであったことによる。

また、応募活動が、そのまま保有状況を示すわけではないことにも注意しなければならない。後の表10で見ると、愛国債に対して1万ポンド以上の応募を行った民間応募者379名のうち63名は、前年の1796年国債の引受に成功した、ボイド・ベンフィールド商会率いる引受シンジケートの引受リストに記載されている、マーチャント・バンカー、マーチャント、ロンドン・バンカーであった (House of Commons, 1796, pp. 134-49, Appendix No.2)。彼らの愛国債に対する

表7 Directory で確認した応募者の地域分布

	人 数	金 額 (ポンド)
ロンドン・ホームカントリー	3,398 (88.6)	16,317,700 (90.8)
南 東 部	130 (3.4)	392,150 (2.2)
南 西 部	63 (1.6)	292,950 (1.6)
東 部	29 (0.8)	104,300 (0.6)
ミ ド ラ ン ド	30 (0.8)	91,400 (0.5)
北 西 部	10 (0.3)	132,100 (0.7)
北 部	25 (0.7)	65,100 (0.4)
ウ ェ ー ル ズ	5 (0.1)	5,700 (0.03)
ス コ ッ ト ラ ン ド	14 (0.4)	34,500 (0.2)
ア イ ル ラ ン ド	3 (0.08)	110,300 (0.6)
分 類 不 可 能	41 (1.1)	63,000 (0.4)
住 所 記 載 な し	88 (2.3)	359,150 (2.0)
合 計	3,836 (100.0)	17,968,350 (100.0)

応募額は、151.4万ポンドであり、1万ポンド以上の応募者の応募金額の20.7%を占める。彼らは、自分自身のためだけではなく、彼らの関係者・顧客のために応募しているのであって、その中には地方投資家がいることが想定される。さらに、このシンジケートに加わっていないが、1万ポンド以上を応募している他のロンドン・バンカーも51名おり、その応募金額は177万ポンドである。プレスネルが指摘しているように、彼らが地方投資家、特にコルレス関係にある地方銀行家のために応募している可能性は高い。このように、ロンドン・ホームカントリー居住者は、愛国債の応募金額の90.8%占めているが、その後、彼らの応募額の一部が地方投資家の手に渡ることも否めないのである。

とはいえ、マーチャント・バンカー、マーチャント、ロンドン・バンカーによる地方投資家への国債分配の可能性は高いものの、当然、この応募者リストから判明しないのであって、この点の検証は別の資料によって、行わねばならない。ここで確認すべきことは、愛国債の応募者リストは、イングランド銀行にアクセスが可能であったロンドン企業や市民を中心とする応募者リストであること、その1点である。

(3) 高額応募者の地域・職業分布

次に、愛国債に応募したロンドンの企業や個人の職業について検討しよう。まず、10万ポンド以上の応募者をまとめると表8のようになる。

一瞥すると分かるように、政府が支援を訴求した貸上会社やその総裁・副総裁・重役が積極的に応募している。イングランド銀行の場合、法人としてのイングランド銀行が100万ポンドを応募している他に、応募者リストでは総裁と副総裁、7名の重役達のそれぞれの名前とそれぞ

れの応募額2万ポンドが記載され、続いて23名の重役達のそれぞれの応募額1万ポンドが同様に記載されているが、表8ではそれらを一括して表記している。東インド会社重役や南海会社副総裁³⁾と重役等々は、応募者リストでも一括して記載されている。さらに、貸上会社やその経営陣に加えて、ロンドン市やCorporation of the Trinity Houseの応募も注目される。後者Corporation of Trinity Houseは、現在では水先案内協会と訳されるが、1514年にヘンリー8世によってテムズ川の防衛と水先案内を行うギルドとして特許状を与えられ、その後、燈台の設置や水先案内などについて責任を負うが、対仏戦争時には沿岸警護の役目を負っていた (Weinreb and Hibbert, 2008, pp. 946-7)。

まずは、法人としての東インド会社が200万ポンド、イングランド銀行が100万ポンドという巨額を応募していることが注目される。それに貸上会社経営陣の1万から2万ポンド程度の多数の応募が加わり、これらの、いわば公的応募者の応募額は470万ポンドに達し、1,796.8万ポンドの26.2%を占める。

しかし、彼らの応募が純粋な愛国心に駆られたものであるというよりも、種々の政治的・経済的動機によってなされたものと想像される。例えば、イングランド銀行の場合は、イングランド銀行が大蔵省証券を担保として政府に貸し付けている額は1796年12月12日に267万ポンドに達していたが、ピットは前月の26日に、このうち100万ポンドは愛国債の最初の分割払込金からイングランド銀行に返済されると約束していた (Newmarch, 1855, p.269)。このことが、イングランド銀行や経営陣による巨額の応募の一つの原因であったと考えられる。他方、東インド会社の応募動機は、ずっと政治的かつ軍事的で

表8 10万ポンド以上の応募者

応募者名	職業分類	応募金額 (ポンド)	1796年国債 の引受
公的応募者			
東インド会社		2,000,000	○
イングランド銀行		1,000,000	○
London Assurance Co.		200,000	○
Royal Exchange Assurance Co.		200,000	○
Phoenix Fire Office		100,000	
Sun Fire Office		100,000	
イングランド銀行総裁・副総裁・重役 (全32名)		410,000	○
東インド会社重役		300,000	○
南海会社の副総裁と重役		200,000	○
Royal Exchange Assurance Co. 総裁・重役		200,000	○
London Assurance Co. 総裁・重役		200,000	○
The City of London		100,000	
Corporation of the Trinity House		100,000	○
公的応募者の小計		4,700,000	
民間応募者			
Harman, Hoare, and Co.	Merchant	120,000	
Boyd, Benfield, and Co.	Merchant	100,000	○
Smith, Payne, and Smith's	Banker	100,000	○
Duke of Bridgewater (マンチェスター)	貴族院議員	100,000	
Richard Barwell (サセックス)	庶民院議員	100,000	○
Duke of Queensberry (スコットランド)	貴族院議員	100,000	
民間応募者の小計		620,000	
合計		5,320,000	

あったと推測される。というのは、この時期、東インド会社のインド経営の在り方について、独占の問題を含めて度々批判されており、1772年には東インド会社がインドで持つ諸権利の行使を議会の間接支配下においたノース卿の規制法や、東インド会社の役員会をインド監督庁の管轄下においた1784年のピットのインド法など、東インド会社への規制が強まる傾向にあった(村岡・木畑、1991、64-5頁)。200万ポンドという巨額の応募は、こうした批判や規制を避ける意味もあったであろう。また、直裁に、東インド会社にとって、対仏戦争におけるイギリスの敗北が、東インド会社のインド経営や存続その

ものを脅かすことが懸念された可能性は高い。以上は推測に過ぎないが、建前は祖国防衛のためであっても、イングランド銀行や東インド会社が背後に種々の動機を抱えていたと推測される。

次に、表8の「1796年国債の引受」の欄に○が付いていることは、先に述べた、ポイド・ベンフィールド商会率いる引受シンジケートの、1796年国債に対する引受リストに載っていることを示す。すなわち、貸上会社やその経営陣は、普段から国債引受に関与していることを意味するが、その実状は、競争入札に参加する各引受シンジケートが、慣例的にイングランド銀行を始めとする貸上会社やその経営陣に、国債を引

き受ける権利を与えていた結果である。

例えば、ボイド・ベンフィールド商会が入札に成功した1,800万ポンドの1795年国債の場合、引受の合意文書では、以下の「公的会社 (Public Companies)」に国債引受けのオプションを与えている (House of Commons, 1796, pp. 162-3, Appendix No.20)。その条件は「イングランド銀行総裁・副総裁に10万ポンド、イングランド銀行に40万ポンド、東インド会社に30万ポンド、London Assurance Co. に20万ポンド、南海会社に20万ポンド、Royal Exchange Assurance Co. に20万ポンド、Corporation of Trinity House に10万ポンド」であった。翌年の1796年国債においても、全く同じオプションが提供されたようで、貸上会社やイングランド銀行総裁・副総裁が上記条件と全く同じ額を引き受けている (ibid., p. 134, Appendix No.2)。

通常、4%程度のプレミアムが付くように引受条件が決定されるので、割当を受けた貸上会社やその経営陣は、全ての分割払込金支払後に売却すると、4%のキャピタル・ゲインが得られる。例えば、イングランド銀行総裁・重役らは、「1796年以前の3、4年前から各5万ポンドを割り当てられていた」ので (ibid., p. 110, Q. 531)、1人当たり2,000ポンドのキャピタル・ゲインを獲得できることになる。そうしたキャピタル・ゲインは、特定の目的のための賄賂というより、貸上会社の重役となっているシティーの有力者に対する「心付け」として許容されていたと考えられる。

したがって、競争入札で起債された1795、96年国債への貸上会社やその経営陣の応募は、慣例的・受動的なものであり、貸上会社の場合であっても40万ポンド以下であったのに対して、愛国債への応募は貸上会社やその経営陣の積極

的な応募であり、法人としてのイングランド銀行、東インド会社の応募金額がそれぞれ100万、200万ポンドであることは、愛国債応募の特異性を示す。

次に、10万ポンド以上の民間応募者は、3社、3名であったが、彼らの10万ポンドが公的応募者と遜色があるわけではない。法人としての東インド会社やイングランド銀行の応募額には、はるかに及ばないが、Phoenix Fire Office や Sun Fire Office、さらにロンドン市と同額であり、2万、1万ポンドを応募しているイングランド経営陣よりはるかに多い。

この3社、3名の民間応募者は、2つに大別されるであろう。まず、後者のDuke of Bridgewater や Richard Barwell、Duke of Queensberry の場合、先の *Annual Register* の指摘から窺えるように愛国心に駆られた応募のようである。Duke of Bridgewater は周知のように、マンチェスターに所有する炭鉱のために運河を建設した人物であり、その資力は炭鉱と運河からもたらされた。庶民院議員である Richard Barwell は1796年国債の引受リストにも載っており、実態は東インド会社で巨額の財をなし、その後引退した資産家である。Duke of Queensberry の場合はスコットランドのダンフリース州知事を1794年から1810年まで勤めていたが、その財力の源泉は不明であるが、多分土地所有によるものであろう。(Oxford University Press, 1992, vol. I , pp. 165, 829)。

他方、スミス・ペイン銀行やボイド・ベンフィールド商会は、当時の代表的な引受業者であり、前者はロンドン・バンカー、後者はマーチャント・バンカーの代表格であって、両社とも1796年の引受シンジケートの主要メンバーであった。残念ながら、12万ポンドの応募を行っている Harman, Hoare, and Co. に関しては、

Merchantsであること以外の情報は得られなかった。スミス・ペイン銀行やボイド・ベンフィールド商会は、引受シンジケートの主要メンバーであることからして、利回りを基準とする経済的損得に熟知していたので、愛国債に応募することによって生ずる損失を十分に認識していたはずである。しかし、彼らは戦況の好転による国債騰貴を予想したのか、何らかの救済策を期待したのか、あるいは、損失覚悟で応募しないならば、その後の引受活動に支障をきたすと考えたのであろう。

以上、10万ポンド以上の応募者を概観したが、そこには、種々の政治経済的動機をもちつつ応募した貸上会社や経営陣の応募がある、次に、純粋に愛国心から応募したであろう Duke of Bridgewater のような応募、最後に、一種の「経済的損得」から応募した引受業者の応募の3種類に大別される。

では、本節の課題に戻ると、ディクソンは18世紀中葉の国債投資家を「ロンドンのブルジョワジー」と述べたが、愛国債の場合はどうであったかを確認するために、表8の公的応募者や地方自治体を除いた、いわば民間応募者の職業を分類する作業を実施した。本来ならば、3,836名の応募者全員の職業分類を行うべきであるが、小店主など、利用する Directory に記載されていない人々が多数でてくるであろうとの懸念から、分析対象を1万ポンド以上の応募者379名(応募金額では40.7%を占める)に限定した。今後、機会があれば全員についての職業分類を果たしたい。

分類作業は、種々の Directory を利用して行った。愛国債の応募者リストには、応募者名と住所として、…street や…square と通り等が記載されているが、他方、Directory はアルファベット順に、屋号もしくは、個人企業の場合は氏名

が書かれ、その後に職業と住所の通り番地が書かれている。したがって、応募者リストの応募者名、通り等が、Directory の名前および通りと同じ場合には、同一人物と判断し、Directory に記載されている職業をその者の職業とした。

しかしながら、地方応募者の住所の場合、応募者リストには Suffolk のような地域分類が可能な都市名等々が記載されているのだが、個人を特定するに必要な通り等の情報がなく、またこの時期全国各地の著名人を記載している Directory として入手しえた Directory (1790-94) の情報が限定的であったため、地方在住の応募者の職業分類は不可能であった。例外として応募者リストに Lincoln Bank と記載されている事例もあった。

ただ、Directory による職業確認の根本的な欠陥は、Directory 自体、Merchants, Manufactures and Principal Traders の Directory であって、商工業に従事している商会や個人企業を確認するが、それ以外についての情報が分散し、職業確認が困難であることである。実際、商人層に次いで応募活動が活発であると予想されたロンドン・バンカーについては、各 Directory の末尾にアルファベット順に屋号、住所が一覧表として記載されているだけである。ある応募者が特定の銀行のパートナーであるかは即座に判断できなかった。そこで、Price (1876) や Orbell and Turton (2001)、さらに Pressnell (1956) を参考に、パートナーの可能性が高い者が、Directory に記載されている銀行の住所と同じ住所に住んでいる場合に、職業としてロンドン・バンカーとした。但し、当時のロンドン・バンカーは、71社と少なかったため、かなりの確度で職業を特定できた。次に、貸上会社の重役などで、他の職業が本業である場合、Directory で確認できる。しかし、会社の職員や政府の官吏など、住

所欄に所属部署が書かれている場合を除いて、氏名や住所だけの情報から、職業の特定は困難であり、最大の欠陥であった。

したがって、主としてDirectoryによって職業分類を行った表9、表10では、地方応募者の多くの職業が不明で、職業が確認された応募者の場合、商工業者の重要性が強調され、バンカーが少し過少評価されると同時に、会社職員・官公吏・自由業者はほとんどの場合に、職業不明と処理された可能性が高いことは念頭に置く必要がある。

そのような欠陥は、1万ポンド以上の民間応募者の地域分布を示す表9で確認できる。379名

の1万ポンド以上の民間応募者中、職業不明者が多いのはロンドン・ホームカントリーであるが、会社の職員や政府の官吏など、職業の特定が困難であったことを反映していると考えられる。次に、地方在住者の場合、過半の応募者の職業を特定できなかった。さて、応募者全体の地域分布を示す表7と、この表9を比較すると、巨額の応募をなした公的応募を除外しているので、ロンドン・ホームカントリーの人数、金額の比率が減少しているのは当然だが、南西部に比較的多くの1万ポンド以上の民間応募者がいることが分かる。南西部ではCity of Bristol Bankなど企業応募が7社と多いことが特徴であるが、

表9 1万ポンド以上の民間応募者の地域分布

(下段は、職業不明者)

	人 数	金 額 (ポンド)
ロンドン・ホームカントリー	330 (87.1)	6,409,000 (87.7)
	73	1,107,000
南 東 部	11 (2.9)	205,000 (2.8)
	5	55,000
南 西 部	14 (3.7)	220,000 (3.0)
	11	180,000
東 部	5 (1.3)	70,000 (1.0)
	3	40,000
ミ ド ラ ン ド	3 (0.8)	40,000 (0.5)
	0	0
北 西 部	3 (0.8)	120,000 (1.6)
	2	20,000
北 部	2 (1.5)	20,000 (0.3)
	1	10,000
ス コ ッ ト ラ ン ド	2 (0.5)	110,000 (1.5)
	1	10,000
ア イ ル ラ ン ド	1 (0.3)	10,000 (0.1)
	0	0
住 所 不 明	8 (2.1)	101,000 (1.4)
	5	66,000
合 計	379 (100.0)	7,305,000 (100.0)

ロンドンとの投資コネクションが存在していることが窺える。

さて、表10が示すように、1万ポンド以上の民間応募者は、商人層と金融業者の2つに大別される。この2つのグループで、人数では58.8%、金額で67%を占め、職業が不明なグループを除くと、ほとんどが彼らの応募である。

商人層は、応募者数で40.1%、応募金額で36.6%を占める、最も活発な応募者であった。商人層152名のうち、122名がMerchantで、その他はbrokerや雑多な商人であった。さらに、152名中、1/4強の41名が1796年国債の引受者であった。1796年国債の引受シンジケートを率いたボイド・ベンフィールド商会や、そのシンジケートの主要メンバーであったテラッソン商会 (Thelusson, Brothers and Co.)、サマンズ商会 (Philip Salomons,

Soloman and Co.) などのマーチャント・バンクが、商会自身やパートナー達の名前で、愛国債に対して数万ポンド以上の応募を行っている。また、A. ゴールドスミドは、上記シンジケートの主要メンバーであったが、兄の Benjamin と共同で5万ポンドの応募をしている。その他の主要メンバーであったウォード商会 (John and George Ward) は2.5万ポンドを、エイズラビー商会 (Rawson, Aislabie, and Co.) は6,000ポンドを、1796年国債35万ポンドを引受けたブローカーである J. J. Angerstein が、6万ポンド応募している。その他、1794年国債の引受シンジケートの主要メンバーであったネスビット・ステewart 商会 (Nesbitt and Stewart) は3万ポンド、同じく Godsall Johnson は1.5万ポンドを応募している。1796年国債の応募者ではなかった

表10 1万ポンド以上の民間応募者の職業分類

職業分類	応募者数	応募金額 (ポンド)	平均応募額 (ポンド)
商人層	152 (40.1)	2,677,000 (36.6)	17,612
うち1796年国債の引受	41	844,000	20,585
運輸・通信・保管業	5 (1.3)	60,000 (0.8)	12,000
鉱工業	13 (3.4)	175,000 (2.4)	13,462
うち1796年国債の引受	3	70,000	23,333
金融業者	71 (18.7)	2,220,000 (30.4)	31,268
うち1796年国債の引受 (金融業者内訳)	9	340,000	37,778
バンカー	60	2,110,000	35,167
証券業者	10	100,000	10,000
保険業者	1	10,000	10,000
自由業者・公官吏	11 (2.9)	125,000 (1.7)	11,364
婦人	2 (0.5)	25,000 (0.3)	12,500
純投資家層	24 (6.3)	535,000 (7.3)	22,292
うち1796年国債の引受	2	110,000	55,000
不明	101 (26.6)	1,488,000 (20.3)	14,733
うち1796年国債の引受	8	150,000	18,750
1796年国債引受者の小計	63 (16.6)	1,514,000 (20.7)	24,032
合計	379 (100.0)	7,305,000 (100.0)	19,274

が、ジョン・ウィリアム・メリシュ商会のパートナーであるJ.メリシュが1万ポンド、ベアリング商会が5万ポンドの応募をしている。

このように、10万ポンドを応募したボイド・ベンフィールド商会を始めとして、この時期の主要な引受業者であるほとんどのマーチャント・バンカーらが、積極的に応募していることを確認できる。さらに、152名中、1/4強の41名が1796年国債の引受者であったことは、1797年の愛国債への応募にとどまらず、日常的に国債の引受活動に関与していることを示す。その活動は、ボイド・ベンフィールド商会のように引受シンジケートを率いたり、テラソン商会、サマズ商会、A.ゴールドスミドのようにシンジケートの主要なメンバーとして活躍したり、J.J. Angersteinのように主要メンバーではないが巨額を引き受けるなど、階層的なピラミッド構造をもつ引受制度の上層部分を構成している。さらに、1796年国債の引受に関係していない商人層が111名いることは、中層部分においても彼らが主要な役割を果たしていることが分かる。このことから推測されることだが、下層部に位置する最終保有のレベルにおいても、商人層の役割が重要である可能性は高い。この推測を別として、引受制度の上層・中層部分において、商人層が第1の役割を果たしていることは、明らかであろう。

次に、1万ポンド以上の民間応募者中、金融業者は人数で71名、比率で18.7%と商人層の半分弱に過ぎなかったが、応募額が高いため金額では30.4%を占める第2の応募者層であった。3社のバンカー（合計で5万ポンドを応募）が地方のバンカーであったが、それ以外はロンドン・バンカーであった。10万ポンドを応募したスミス・ペイン銀行、5万ポンドを応募したロバーツ・

カーチス銀行（Robarts, Curtis, Were, and Co. - 応募者リスト上の名前 - 筆者）とニューナム・エベレット銀行（Newnham, Everett, & Co.）、さらに4万ポンドを（銀行とパートナーで）応募したロバート・ヘリーズ銀行（Robert Herries and Co.）は、1796年国債においてシンジケートの主要メンバーであったり、主要な引受者であった。しかし、それ以外の62社のバンカーや証券ブローカー・保険業者が、前年の1796年国債の引受に関与していないことが、商人層とは対照的である。62社のバンカーや証券ブローカー達が、1796年国債の入札においてボイド・ベンフィールド商会の引受シンジケートと競合し、引受を獲得できなかったJames Morgan やジョン・ウィリアム・メリシュ商会率いるシンジケートに加わっていた可能性はあるのだが、それにしても、ロンドン・バンカーの引受業務への関与は、商人層と比して、さほど強いものではないと判断される。ちなみに、D.リカードは1,000ポンド、父 Abraham は3,000ポンドの応募をしている。

商人層と金融業者を別として、検討すべきは純投資家層（国会議員、貴族）である。彼らは、Right Honourable や Duke などの称号が付されているので、もっとも特定が容易な階層であった。24名の純投資家層のうち、両院の議員20名と首相ピットが合計50万ポンドの応募をし、3名の貴族が合計3.5万ポンドを応募した。10万ポンドの応募をなした Duke of Bridgewater、Richard Barwell、Duke of Queensberry を別として、彼らの応募額のほとんどは1万ポンドであった。人数、応募金額で数%の比率を占めているのは、特定が容易であったことと、上記3名が合計30万ポンドを応募したことによるのであって、表10では彼らの重要性が高くなっている。そこで、

愛国債の応募者全体における純投資家層の重要性を確認した。多くは貴族院議員であった Sir 以上の称号をもつ貴族は、65名、応募金額 529,900ポンドであり、その比率は人数で1.7%、金額で2.9%であった。このことは、「全体としての地主階級は、国債の新しい資金の重要な出資者ではなかった。」(Dickson, 1967, p. 302) という18世紀中葉の状況と、1790年代の地主階級の国債応募状況には変わりなかったことを意味する。

以上の事実を総括すると、1797年愛国債に対して1万ポンド以上を応募した商人層は、最も活発な応募者であった。さらに、彼らは引受制度の上層・中層部分において、第1の役割を果たしている。ロンドン・バンカーは1797年愛国債の第2の応募者層であったが、1796年国債の引受に関与しているものは多くなく、引受制度におけるロンドン・バンカーの役割は、商人層と比較して低いものであった。純投資家層の応募は表10においては、数%のシェアを占めているが、応募者全体では、そのシェアは金額では2.9%に過ぎなかった。1790年代の地主階級の国債応募状況は18世紀中葉の状況と変わりなかったことが確認された。

6. 今後の課題

本論文は、18世紀中葉以降の国債投資家の実態を分析しようとする一連の作業の第1歩であり、1797年愛国債の応募者リストを対象に、国債応募者の実態を確定すべく地域・職業分類を行った。

地域分布に関しては、ロンドンの市民が愛国心に駆られて熱狂的に応募した結果、ロンドン・ホームカントリーにきわめて集中していた。愛

国債の応募者リストはその時点の応募者を示しており、その後、最終投資家に様々なルートを通じて分配されるので、応募者がロンドン・ホームカントリーに集中していることと、1790年代以降地方投資家が増加してきたとする先行研究とは矛盾しない。しかしながら、本論文は1790年代以降地方投資家が増加してきたことをデータとして提示できなかったものであり、今後この点の分析作業が必要である。18世紀後半からの国債利子未請求者のリストが、この問題を解決してくれる可能性がある。

職業分類に関しては、1万ポンド以上の応募者を分析することによって、商人層が応募活動ばかりでなく、引受制度においても第1の重要な役割を果たしていることが明らかになった。しかし、応募者全体における、各層、特に商人層の役割を再度確認する作業が必要である。また、愛国債応募者の引受活動を見るために、1796年国債の引受リストを利用したが、引受リストそれ自体を分析対象としたわけではない。さいわい、House of Commons (1796) は、1796年国債の引受リストだけではなく、引受業務に関する多くの証言を掲載している。次の分析作業として、これを対象に引受制度や引受業者の実態を明らかにしたい。

注

- 1) 政府財政と密接に結びついていた、イングランド銀行、東インド会社、南海会社は18世紀中葉の人々によって「3大貸上会社 (three great monied companies)」と呼ばれ、さらに、London Assurance Co. と Royal Exchange Assurance Co. を含めて「5大カンパニー」と呼ばれた (Sutherland, 1984, pp. 41-2, 403)。

- 2) ピットは、1797年国債への支援を要請する書簡をイングランド銀行(11月30日付)とロンドン市長(12月1日付)に送っている(*Annual Register for 1796, 1800, Section: Appendix to the Chronicle*, pp. 94-5)。
- 3) 南海会社の総裁は国王ジョージ3世であった。

参考文献

- 稲富信博(1980),「イギリス国債投資の展開とロンドン証券取引所の成立」『金融経済』185号。
 ——(2000),『イギリス資本市場の形成と機構』九州大学出版会。
- 村岡健次・木畑洋一編(1991),『イギリス史3—近現代—』山川出版社。
- Acres, W. M. (1930), *The Bank of England From Within 1694-1900*, 2 vols., Oxford U. P.
- Bank of England (1797), *A List of the Names and Residencies of the Subscribers to the Loan of £18,000,000, for the Service of the year 1797*.
- Binney, J. E. D. (1958), *British Public Finance and Administration 1774-92*, Oxford U. P.
- Cope, S. R. (1942), 'The Goldsmids and the Development of the London Money Market during the Napoleonic Wars', *Economica*, vol. 9.
- Dickson, P. G. M. (1967), *The Financial Revolution in England*, rep., Gregg Revivals, 1983.
- Francis, J. (1849), *Chronicles and Characters of the Stock Exchange*, Willoughby and Co.
- Grellier, J. J. (1810), *The History of the National Debt, from the Revolution in 1688 to the Beginning of the Year 1800*, John Richardson, rep., Burt Franklin, 1971.
- Hamilton, R. (1818), 'An Inquiry concerning the Rise, Progress, Redemption, Present State, and Management, of the National Debt of Great Britain and Ireland'. (in McCulloch, J. R., (ed.), *Scarce and Valuable Tracts, &c., on the National Debt and the Sinking Fund*, 1857.)
- Hargreaves, E. L. (1930), *The National Debt*, Edward Arnold & Co. (一ノ瀬篤、他訳『イギリス国債史』新評論、1987年)
- House of Commons (1796), *Report from the Select Committee who were appointed to enquire into the Circumstances of the Negotiation of the late Loan*. (*Journals of the House of Commons*, vol. 51, 1795-6, pp. 309-60. にも同一文書は掲載されている)
- Jenks, L. H. (1938), *The Migration of British Capital to 1875*, T. Nelson & Sons, rep., 1971.
- Lowe, J. (1822), *The Present State of England*, A. R. Spottiswoode.
- Mingay, G. E. (1963), *English Landed Society in the Eighteenth Century*, Routledge & Kegan Paul, 2nd imp., 1964.
- Newmarch, W. (1855), *On the Loans raised by Mr. Pitt during the First French War, 1793-1801*, Harrison and Sons.
- Orbell, J. and A. Turton (2001), *British Banking: A Guide to Historical Records*, Ashgate Publishing.
- Pressnell, L. S. (1956), *Country Banking in the Industrial Revolution*, Clarendon Press.
- Price, F. G. H. (1876), *A Handbook of London Bankers with Some Account of Their Predecessors*, Chatto and Windus,
- Sinclair, S. J. (1803-04), *The History of the Public Revenue of the British Empire*, 3 vols., 3rd edn., A. Strahan.
- Sraffa, P. (ed.) (1955), *The Works and*

Correspondence of David Ricardo, vol. X, Cambridge U. P. (堀経夫訳『デイヴィド・リカード全集 第X巻』雄松堂、1970年)
Sutherland, L. S. (1984), *Politics and Finance in the Eighteenth Century*, Hambledon Press.
Ward, J. R. (1974), *The Finance of Canal Building of the Eighteenth Century England*, Oxford U. P.

英文辞典

Oxford University Press (1992), *The Concise Dictionary of National Biography*, Oxford U. P., 3rd edn.
Weinreb, B. and C. Hibbert et al. (eds.) (2008), *The London Encyclopaedia*, Macmillan, 1983, 3rd edn.

Directory

(1789), *Wakefield's merchant and tradesman's general directory — for the year 1790 —*, J. Mackenzie.

(1790-94), *The Universal British Directory —*, 3 vols., Patentees.

(1792), *The London directory for the year 1792 —*, W. Lowndes.

(1796a), *The London Guide, and Merchants Directory for the year 1796 —*, J. Jones.

(1796b), *A London directory —*, W. Lowndes.

(ca.1797), *A London directory —*, W. Lowndes.

(1798), *A London directory —*, W. Lowndes.

逐次刊行物

The Annual Register, or a View of the History, Politics, and Literature for the Year 1796, 1800.

The Annual Register, or a View of the History, Politics, and Literature for the Year 1797, 1800.

(<http://catalog.hathitrust.org/Record/000494201>)

アクセス日、2014/11/18

[九州大学大学院経済学研究院 教授]